

令和3年度から

「地域における小学校就学前の子どもを対象とした
多様な集団活動事業の利用支援事業」が始まります。

事業概要

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、本市の定める基準に適合した集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。

※本事業は、「地域子ども・子育て支援事業」（法定13事業）のうちの「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」に位置付けられています（子ども・子育て支援法第59条第4号）。

対象経費・基準額等

対象経費：

幼児教育・保育の無償化の給付を受けておらず、かつ、本事業の要件に適合する施設等を利用する満3歳児以上の幼児の保護者が支払う利用料

基準額：

対象幼児1人あたり月額上限20,000円

支給先：

保護者個人

保護者が横浜市へ支給申請を行う時期：

年2回（4～9月分は11月1日～11月30日、10～3月分は5月1日～5月31日）

本事業の対象施設となる要件

次の要件に全て適合することが必要です

- ①標準的な開所時間が、概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上であること
- ②企業主導型保育事業でないこと
- ③認可保育所、認定こども園、幼稚園として認可を受けていないこと
- ④小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業として認可を受けていないこと
- ⑤申請日が属する年度の前年度5月1日時点において、幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の幼児の数が、施設等を利用する満3歳児以上の幼児の半数以上であること※半数以上の考え方は、別紙「無償化給付をもらっていない幼児の計算例」参照
- ⑥裏面記載の基準に全て適合すること

申請について

必要書類：

- ①基準適合審査申請書（第1号様式）
- ②現員の内訳書（第1号様式付表）
- ③有資格者の資格が確認できる免許状や登録証の写し
- ④職員の勤務体制が分かる勤務割表等
- ⑤施設の平面図
- ⑥利用案内・パンフレット（過去3カ年分の利用料がわかるもの）
- ⑦年間活動計画、幼児の健康管理・安全管理等が分かる書類、保険会社との契約書類の写し

申請書郵送先：

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 13F
横浜市子ども青少年局保育・教育運営課
多様な集団活動事業の利用支援事業担当 宛

多様な集団活動事業 対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1. 集団活動に従事する者の数	<p>保育に従事する者の数は、満3歳以上満4歳未満の幼児概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上であること。</p> <p>ただし、常時2人を下回ってはならないこと。</p>
2. 集団活動に従事する者の資格	<p>集団活動に従事する者の概ね3分の1は（集団活動に従事する者が2人の施設等にあっては、1人）以上は、幼稚園教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者、保育士若しくは看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者又は都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の4第1項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設等に限る。）であること。</p>
3. 設備（有する場合）	<p>(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。</p> <p>(2) 集団活動室の面積は、概ね幼児1人当たり1.65㎡以上であること。</p> <p>(3) 必要な遊具、保育用品等を備えること。</p>
4. 非常災害に対する措置	<p>〔建物がある場合〕</p> <p>(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>(3) 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合には、耐火建築物とすること。なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物でない場合においては、(1)に規定する設備の設置及び(2)に規定する訓練に特に留意すること。</p> <p>〔建物が無い場合〕</p> <p>活動の実態に応じて、一時的に待避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。</p>
5. 集団活動内容	<p>(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。</p> <p>(2) 各施設の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p>
6. 給食（提供する場合）	<p>(1) 幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。</p>
7. 健康管理・安全確保	<p>幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。</p>
8. 利用者への情報提供	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。</p>
9. 職員・幼児の帳簿の整備	<p>職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。</p>
10. 会計処理	<p>(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。</p>